

複数の科学研究費助成事業による共用設備の購入及び共用に関する取扱要領

平成27年 4月 1日

令和 7年10月 1日

1 趣旨

この要領は、順天堂大学（以下「本学」という。）における複数の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）による共用設備の購入及び共用に関し、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において「共用設備」とは、学校法人順天堂固定資産管理規則（理第47—18号）第2条に定める教育研究用機器備品のうち、取得見込価額が10万円以上のものであって、複数の科研費（研究課題）により共同して購入し、利用する設備をいう。

3 要件

共用設備を購入するための要件は、設備を共用化しても各研究課題の研究遂行に支障を来さないことを前提とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 共用設備の購入時に、当該購入経費を負担する者（以下「共同購入者」という。）が、本学に所属していること。
- (2) 共用設備の購入時点で、退職又は他の研究機関に異動が予定されている共同購入者がいないこと。
- (3) 共同購入者の中から、共用設備の購入及び使用に係る調整を行う代表者（以下「共用設備代表者」という。）を定めていること。

4 購入手続き

共用設備代表者は、共用設備の購入前に共用設備購入届（別記様式第1号）を購買担当部署に提出するものとする。

5 負担割合

各共同購入者の負担額の割合は、原則として、次の各号のいずれかにより算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、研究推進センター（以下「センター」という。）にて協議するものとする。

- (1) 共用設備の使用割合（見込）による按分
- (2) 研究課題数による等分

6 科研費以外の経費との合算

学内研究費など用途に制限のない経費を加えて、複数の科研費による合算額以上の共用設備を購入することができる。

7 共用設備の寄附

共同購入者は、共用設備を購入後直ちに本学に寄附しなければならない。

8 共用設備の維持管理

共用設備の維持管理及び廃棄が必要となった場合の経費の負担割合については、あらかじめ共同購入者間で決めておくものとする。共用設備の修繕費を合算使用により負担する場合、事前にセンターにて協議するものとする。

9 共用設備の有効活用

共用設備を使用することとなっている各研究課題の研究遂行に支障を来さない範囲で、別の研究にも使用できるよう共用設備の有効活用を図ることができる。

10 所属研究機関の変更

所属研究機関の変更については以下の通りとする。

- (1) 共用設備の購入経費を負担した共同購入者が、他の研究機関に異動する場合の共用設備の取扱いについては、本学が引き続き管理することとする。
- (2) 他の研究機関に異動する共同購入者が、異動後も引き続き共用設備の使用を希望する場合は、学長の許可を得て本学において使用することができる。
- (3) 前項(2)にかかわらず、他の研究機関に異動する共同購入者が、異動先の研究機関において共用設備の使用を希望し、かつ、共用設備の購入経費を負担した共同購入者全員が譲渡同意書（別記様式第2号）により譲渡を同意した場合は、学長の許可を得て当該共同購入者の異動先研究機関に共用設備を譲渡することができる。

11 共用設備代表者の変更

共用設備代表者の変更については以下の通りとする。

- (1) 共用設備代表者が退職又は他の研究機関への異動等で変更となった場合、共同購入者の中から新たな代表者を定める。
- (2) 共用設備代表者は、共用設備代表者変更届（別記様式第3号）により、財務部管財課に届け出なければならない。

12 共用設備の購入に係る事務

共用設備の購入に係る事務は、共用設備代表者の所属する部門の購買担当部署において行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から実施する。